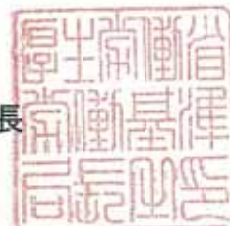




基発第 0511006 号
平成 19 年 5 月 11 日

(社)全国木材組合連合会代表者 殿

厚生労働省労働基準局長



最低賃金の周知広報について（協力依頼）

最低賃金行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たしているところであります。

しかしながら、最低賃金の履行状況については、今なお十分とは言い難い実情にあり、最低賃金の遵守が極めて重要な課題となっております。

また、去る2月15日に取りまとめられた「成長力底上げ戦略（基本構想）」においては、「中小企業底上げ戦略」の一環として「最低賃金の周知徹底」が盛り込まれ、「最低賃金遵守のための事業所に対する指導の強化」及び「最低賃金の国民への広報の推進」が直ちに取り組むべき施策とされているところであります。

このため、厚生労働省においては、6月に集中的に最低賃金の履行確保を図るための監督指導及び最低賃金の周知広報を行うこととしております。

つきましては、貴職におかれましても、最低賃金制度の趣旨を御理解の上、別紙リーフレットの内容を貴会が発行される広報誌において周知いただくなど、貴会の加入事業者に対して最低賃金の遵守について周知徹底いただきますよう格別の御協力をお願い申し上げます。

守ろう！確かめよう！ この最低賃金



平成18年 月 日発効

〇〇県最低賃金

〇〇〇円

特定の産業には、産業別最低賃金が定められています。



1

最低賃金制度とは？

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金は、原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

2

最低賃金はどのような賃金を対象としているのですか？

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われている賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

3

最低賃金以上となっているかどうかは、どのようにして調べるのですか？

すべての地域別最低賃金と大部分の産業別最低賃金については、時間額のみが表示となっていますが、一部の産業別最低賃金は、従前どおり日額と時間額の両方で定められています。

日額と時間額の両方が定められている産業別最低賃金の適用される労働者の範囲については、従前どおり時間額は時間給制の労働者に、日額は時間給制以外の労働者に適用されますのでご注意ください。

実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、上記2に記載されている最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

あなたの給与の支払われ方が、

- ① 時間給の場合
時間給 \geq 最低賃金額(時間額)
- ② 日給の場合
日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金(時間額)
ただし、日額が定められている産業別最低賃金が適用される場合には、日給 \geq 最低賃金(日額)
- ③ ①、②以外(週給、月給等)の場合
賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。
ただし、日額が定められている産業別最低賃金が適用される場合には、賃金額と最低賃金額の日額のそれぞれを時間当たりの金額に換算して比較します。

平成18年度地域別最低賃金額一覧

都道府県名	平成18年度最低賃金時間額 【単位：円】	発効年月日
北海道	644	平成18年10月1日
青森	610	平成18年10月1日
岩手	610	平成18年10月1日
宮城	628	平成18年10月1日
秋田	610	平成18年10月1日
山形	613	平成18年10月1日
福島	618	平成18年10月1日
茨城	655	平成18年10月1日
栃木	657	平成18年10月1日
群馬	654	平成18年10月1日
埼玉	687	平成18年10月1日
千葉	687	平成18年10月1日
東京	719	平成18年10月1日
神奈川	717	平成18年10月1日
新潟	648	平成18年9月30日
富山	652	平成18年10月1日
石川	652	平成18年10月1日
福井	649	平成18年10月1日
山梨	655	平成18年10月1日
長野	655	平成18年10月1日
岐阜	675	平成18年10月1日
静岡	682	平成18年10月1日
愛知	694	平成18年10月1日
三重	675	平成18年10月1日
滋賀	662	平成18年10月1日
京都	686	平成18年10月1日
大阪	712	平成18年9月30日
兵庫	683	平成18年9月30日
奈良	656	平成18年10月1日
和歌山	652	平成18年10月1日
鳥取	614	平成18年10月1日
島根	614	平成18年10月1日
岡山	648	平成18年10月1日
広島	654	平成18年10月1日
山口	646	平成18年10月1日
徳島	617	平成18年10月1日
香川	629	平成18年10月1日
愛媛	616	平成18年10月1日
高知	615	平成18年10月1日
福岡	652	平成18年10月1日
佐賀	611	平成18年10月1日
長崎	611	平成18年10月1日
熊本	612	平成18年10月1日
大分	613	平成18年10月1日
宮崎	611	平成18年10月1日
鹿児島	611	平成18年10月1日
沖縄	610	平成18年10月1日